

◆保稅業務勉強會資料◆



門司税関監視部保稅部門
平成26年2月12日

【質問】

- 1 蔵置貨物の搬出作業中に一時的に保税蔵置場外に貨物が置かれた場合に、やむを得ず、搬出作業を中断したときは、作業再開などの間は他所蔵置の許可が必要でしょうか。
- 2 上記の場合、作業再開までどのくらいの時間まで許容範囲となるのでしょうか。

【回答】

外国貨物は、原則、保税地域以外に置くことはできません。

やむを得ず、保税地域付近に貨物を置く必要がある場合には、その都度税関が貨物の種類・状態により検討し、回答しますので、あらかじめご相談ください。

【質問】

保税運送で到着した輸入貨物を保税蔵置場に搬入する場合、基本的に当日搬入を行いますが、翌日に搬入登録を行ってしまった場合に罰則があるのでしょうか。



【回答】

NACCへの登録は保税台帳への記帳ですので、できるだけ速やかに行ってください。翌日に搬入登録を行ってしまった場合の罰則はありませんが、極力、搬入が終了した当日中にNACCS登録を完了するようにお願いします。

※個別通達「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」第2章第3節 輸出入貨物の搬出入関係」を参照。

※ 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

【質問】

貨物に損傷・オーバー・ショートがあった場合、事故通知(NACCS)を行う場合の基準はありますか。

【回答】

BIA登録の際、運送承認の個数と到着個数とに差異がある場合は、税関に要通知の入力をしなくても、到着地税関に事故貨物通知情報が配信されます。
(ボートノート運送と揚げ地詮議有りの保税運送の場合を除く)

※NACCS掲示板:業務仕様書4024.搬入確認登録(保税運送貨物6. 出力情報
(1)搬入確認登録の場合)を参照。

ただし、貨物に損傷があった場合は、内容品に影響していない、軽い外装の破れ等であれば必ずしも通報の必要はありませんが、内容品に損傷の恐れがある場合は税関が確認することもありますので、速やかに通知をお願いします。

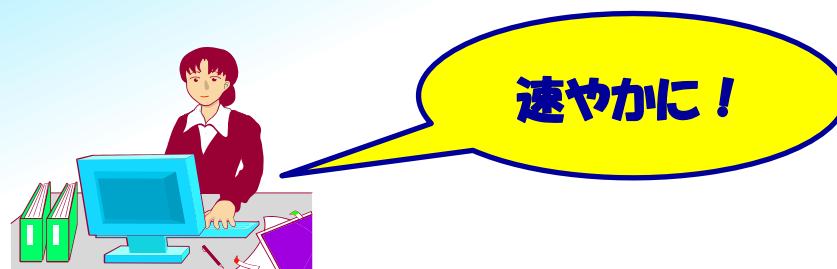
また、BIA登録の際、記事欄に損傷等の内容を入力していただくと大変助かりますのでよろしくお願いします。

【質問】

蔵置中の貨物を損傷させた場合の処理は、どうすればよいのでしょうか。

【回答】

保税部門の職員が確認に赴くことがありますので、事例発生の際、速やかにご連絡ください。





【質問】

貨物の種類によって、コンテナ内に温度計が含まれたものがあり、輸入申告が必要とされているが、通常、輸入関係書類にも含まれていないが、これをオーバー貨物としてNACCS入力する必要があるのでしょうか。

【回答】

輸入関係書類に含まれていない温度記録計が存在することで、貨物情報上の総個数と実際の貨物個数が合致しない場合は、搬入の際はオーバーで処理し、正しい貨物個数に訂正願います。

【質問】

保税蔵置場の許可を受けている「くん蒸庫」を経由地とする、植物検疫のための次のようなラウンド運送（経由運送）の場合、「くん蒸庫」への搬出入手続きは必要になるのでしょうか。

A保税蔵置場 → くん蒸庫 → A保税蔵置場



NACCSでの処理は不可

【回答】

外国貨物を保税地域に搬入又は保税地域から搬出する場合は、保税台帳に記帳することになっておりますので、保税蔵置場である「くん蒸庫」においても同様です。

また、到着及び発送の確認も他の保税地域と同様に行っていただくようお願いします。

なお、何らかの事情で到着した外貨全量を到着予定保税地域（上記の場合はA保税蔵置場）に戻さないこととなった場合は、速やかに税関に連絡していただくようお願いします。

【質問】

- 1 保税運送により到着した貨物を満庫等の理由により運送先を変更する場合、保税蔵置場としてはどの様に対応すればよいのでしょうか。
- 2 上記1のケースで、その保税運送が、ISの運送兼用によるものである場合はどのような取扱いをすればよいのでしょうか。

【回答】

- 1 貨物発送後でも到着地のみは承認内容の訂正ができますので、税関に申し出た上で運送先を訂正してください。
- 2 運送兼用のIS承認については、通関部門が行っていますので、運送先訂正についてもISを承認した通関部門にご相談ください。



【質問】

保税運送で到着したコンテナの搬入関係書類で、シール番号のアルファベットの記載が漏れていることが度々あります。問題はないのでしょうか。

【回答】

シールはコンテナの封印であり、重要なものですので、搬入関係書類記載の番号と現物の番号が異なる場合は、電話連絡でかまわないので、保税部門へ連絡願います。

単純な記載漏れと判断してシールを切ってしまった場合、その後に貨物の異常を確認しても、シールに異常がなかったものとして取扱うこととなり、到着地倉主の方に不利益が生じかねません。保税部門としても、連絡していただいた内容は記録しておりますので、ご面倒でも一報をお願いします。





【質問】

保税部門は夜間、土日は開いていないようですが、時間外の保税部門への問合せはどうしたらよいのでしょうか。

【回答】

監視部統括監視官(保税部門担当)では、休日夜間等の執務時間外における管内(門司・小倉地区)の保税地域からの緊急連絡先を下記のとおりとしておりますので、皆様が管理されております保税地域において事故及び災害等が発生した際には、当連絡先へ通報していただくようお願いいたします。

門司税関監視部における夜間・休日窓口

050-3530-8349



【要望】

外国貨物長期蔵置貨物報告書の提出期限が翌月5日までとなっているので、可能であればデータを当月中にいただきたい。

【回答】

「長期蔵置貨物報告書」(C-3030)については、基本通達34の2-1(保税地域における事務処理手続)に、翌月の10日までに保税取締部門に提出することとなっています。

また、NACCS参加倉主におかれましては、関税関係個別通達集 第2章第3節 3-5(長期蔵置貨物報告書の提出の省略) 保税取締部門において、貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略することができます。

管理資料等のNACCSデータについては、システムのプログラム変更に係ることとなり、NACCSセンター業務でこの場での回答はできません。



【質問】

当社は保税台帳をUSBデータ保存で届出を出していますが、保存期間(2年間)を超えたデータは削除してもよいのでしょうか。

【回答】

保税台帳となるデータの保存期間につきましては、保税台帳は関税法基本通達34の2-3(保税地域における貨物についての帳簿)を受けて、個別通達「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて 第2章第4節 保税台帳関係4-1(4)」に「記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間、保存することを求めるものとする。」とあり、その期間を経過すれば削除可能となります。

また、その期間内に保税業務検査を受けた場合は、その業務検査を受けた日までのデータは削除可能です。

【質問】

NACCSを介さない輸出入貨物を記帳する場合、マニュアル用の台帳に専用のフォームがありますか。自社フォームでよいのでしょうか。

【回答】

保税台帳については、関税法基本通達34の2-3（保税地域における貨物についての帳簿）にあるとおり、関税法施行令29条の2第1項または第2項に規定する内容を記載したものであれば、フォームは問いません。

また、税関用に特別の帳簿を備える必要もなく、倉主用の営業用の帳簿等に所要の事項を追記したものであっても差し支えありません。

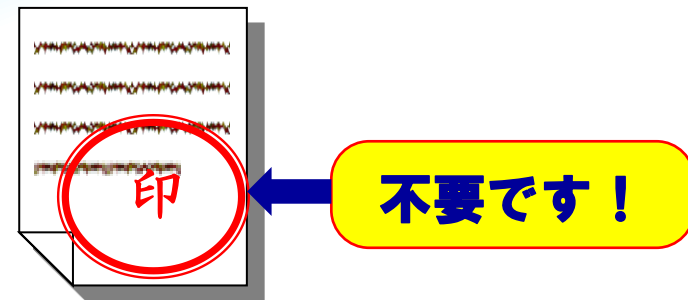


【質問】

保税運送承認を受けた貨物が到着し、貨物の搬入が完了した時に、保税運送承認貨物情報をプリントアウトしたものに対査印を押す必要がありますか。

【回答】

NACCSで保税運送の承認を受け、NACCS参加蔵置場が搬入確認登録を行う場合は、保税運送承認書に対査印を押印する必要はありません。



【質問】

「MHO:見本持出確認登録」で登録した後、数日たった後に入力ミスがわかったとき、訂正がきかないので、この様なときはどうすればよいのか。

【回答】

別途、保税台帳を作成し、記帳を行う必要があるが、管理資料を印刷し手書きによる訂正を行い保管しておくようお願いします。



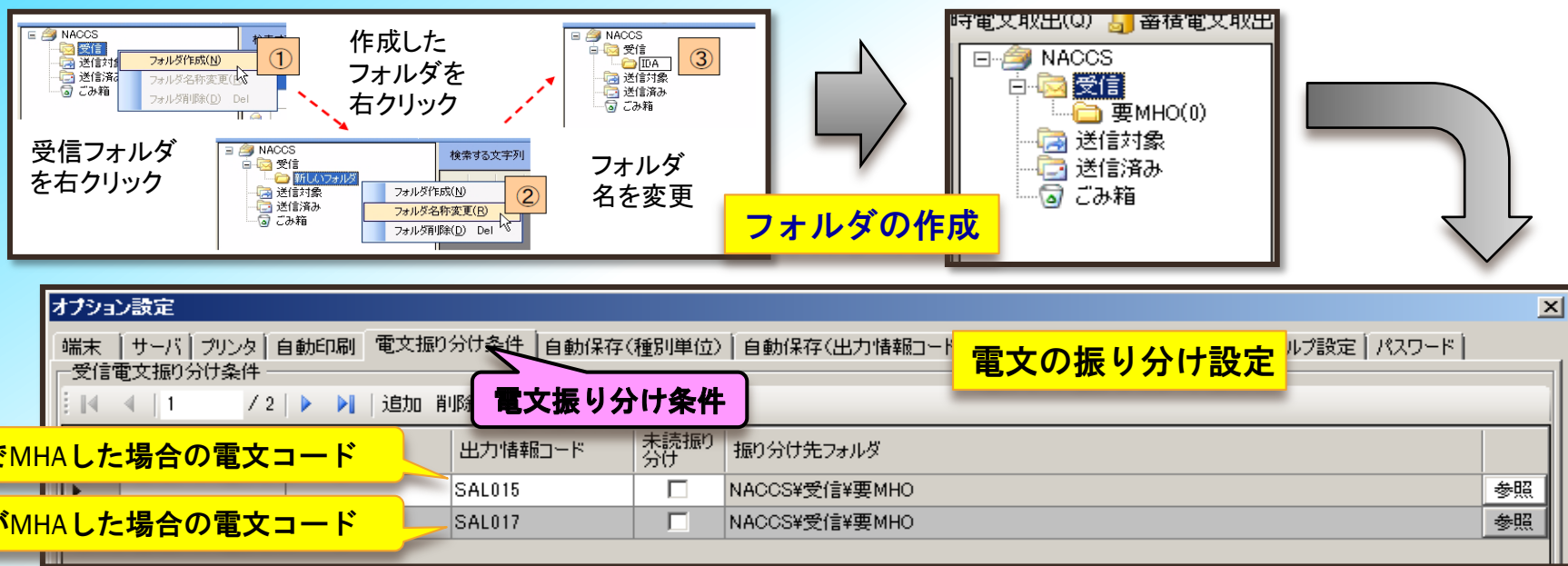
【質問】

- ① NACCSによる保税管理について、確実に保税台帳の記帳漏れを防ぐ方法を教えていただきたい。管理資料を取り出しているから記帳漏れがないとは限らず、船積確認登録、見本持出確認登録等の業務を失念した結果、当該データ処理が完結しないことからNACCS上にデータが残ったままで管理資料に反映されない。
- ② NACCSセンターにおいて、管理資料の取得漏れを防ぐため、利用者の取出しではなく、NACCSセンターからの定期配信としていただくほか、データの形式もCSV形式ではなく、そのまま利用可能な保税台帳の形式となったものに変更してもらいたい。
- ③ 上記データ処理が完結していないデータについても、チェックリスト形式で利用者へ定期的に配信していただき、注意喚起を図って記帳漏れを防いでいただきたい。

【回答】

- ① については、NACCS業務を適時・適切に行っていただくほかありませんが、見本持出確認登録(MHO)業務の入力失念を知らせてくれる便宜的な方法を紹介いたします。

電文受信時に電文を振り分ける機能を使い、MHA後に配信される電文を別のフォルダで受け、MHOを登録したものは受信フォルダに移動させるやり方です。



The screenshot illustrates the process of setting up email distribution in the NACCS system. It shows the 'フォルダの作成' (Folder Creation) window where a new folder is created and named. The '受信フォルダを右クリック' (Right-click on the receiving folder) step is highlighted. The 'フォルダ名を変更' (Change folder name) step is also shown. The '電文の振り分け設定' (Email Distribution Settings) window is displayed, showing the '電文振り分け条件' (Email Distribution Conditions) table.

フォルダの作成

電文の振り分け設定

電文振り分け条件

自社でMHAした場合の電文コード	出力情報コード	未読振り分け	振り分け先フォルダ	
他社がMHAした場合の電文コード	SAL015	☐	NACCS*受信*要MHO	参照
	SAL017	☐	NACCS*受信*要MHO	参照

- ②、③については、いずれもプログラム変更が必要なものとなりますので、所属する業界団体等を通じてお申し出下さい。

【質問】

内容点検の登録(SHN)と見本持出登録(MHO)の登録を、17時以降に行うことがあります。当日であれば登録時間は17時以降でも問題ないでしょうか。

【回答】

NACCS登録については、保税台帳の記帳となる行為ですので、内容点検等を行った場合、速やかに行ってくださいようお願いします。

また、他の業務の兼ね合いもあり、速やかな登録が難しいようであれば、必ず当日中に、かつ、輸入申告等の次の業務を行う前には行ってください。

なお、輸入申告等の前であれば、登録は17時以降でも問題ございません。



タイムリーに入力！



【質問】

現在、LCL混載貨物の指定保税地域～保税蔵置場への保税運送承認申請の際、原産地欄にコンテナをバンニングした国を入力しています。

LCL混載貨物の場合、貨物の実際の原産地とは異なることもあります。問題ないでしょうか。

【回答】

入手されているB／L等で確認できる範囲内にかまいません。



【質問】

保税運送は単箱の数量で承認されているが、倉庫の保管上は2合(バンド)で管理する場合は、NACCS入力時保税運送の単位を修正することはできるのでしょうか。

【回答】

保税運送申告を行うに当たっては、貨物情報DBと保税運送申告DBに登録されている貨物個数、個数単位コードといった貨物情報の内容が同一でなければなりません。

保税運送を単箱単位で申告するのであれば、貨物情報を訂正してから申告する、若しくはBIA登録時に「スタイルショート」として搬入するかのいずれかで行っていただくようお願いします。



【質問】

海貨業者から見本持出がキャンセルになったとの電話連絡があったものの、見本持出取消通知情報の配信が無いままで輸入許可になる場合があります。そういった場合は海貨業者に確認すべきでしょうか。または、その都度、保税部門に確認したほうがよいのでしょうか。

【回答】

税関から許可を受けた見本持出が取止めとなったときは、被許可者が許可取消しの手続きを行う必要があります。それがなされないままになっているようであれば、税関から見本持出の被許可者の方に事情を伺いますので、そういった事例があった場合はお手数ですがご連絡願います。

【質問】

MHOのターミナル側での登録は2日以内と聞いていますが、その起算日を教えてください。

また、見本持出しが行われた日から2日以内でしょうか。それとも持出期間の最終日より2日以内でしょうか。

【回答】

NACCS登録は保税台帳の記帳であり、速やかに行うのが原則です。最低当日中には行うようにお願いします。翌日以降に回すことは避けてください。

なお、「2日」とは、MHOの登録が可能な日数は持出期間終了年月日の翌日まで（正確には、持出期間終了年月日を含み、日、祝を除く2日）であり、その後はMHAにより作成される見本持出DBが無くなるため、MHOができなくなることを指していると思われます。



速やかに！！

【質問】

当社では、蔵置場敷地入口にアルミ製伸縮門扉を設置し夜間等敷地内無人時には閉門施錠を行い防犯を図っていますが、台風等の強風時には風の圧力により、過去数回破損しています。強風被害を免れるため、強風時には門扉を開扉し、固定したいと考えております。

蔵置場に蔵置する貨物は、全て重量シャッター付きの庫内にて保管しています。（夜間等の無人時は野積場への蔵置はありません。）

また、防災の観点から強風時は敷地入口門扉を開扉したいと考えていますが、保税貨物の蔵置管理上、問題ないでしょうか。

【回答】

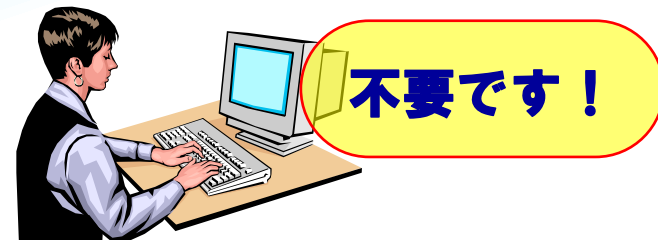
夜間等職員不在時は野積場に外国貨物を蔵置しないという条件で、台風等により設備の一部が損傷を受ける可能性がある場合に限り、門扉の開放は問題ないものと思います。

【質問】

命令検査の場合はNACCSで(MHO)見本持出確認登録をするのですが、モニタリング検査の場合はNACCSで何らかの業務を行う必要はありますか。

【回答】

公務員が見本採取票等に基づき採取した見本等を搬出するときは、NACCS登録は不要です。





【質問】

輸入許可前に、荷主から商品を見たいという申し出があった場合は、税関に対して何をすればいいのでしょうか。

【回答】

荷主から直接外国貨物を見たいというお申し出があった場合は、原則、保税職員が立会うこととしておりますので、予定がわかった時点で税関までご連絡ください。

【質問】

外国貨物で輸入者シール等の貼り付け作業を行うことはSHN業務で行うことにより可能でしょうか。

【回答】

外装へのシール貼付は、関税法第40条第1項の「取扱い」に該当いたしますのでSHN業務(その他の手入れ)を行ってください。



【質問】

CY内での外国貨物のコンテナ開閉について、「見本持出」「内容点検」以外の事例があれば教示いただきたい。また、その際の管理者の対応も教示いただきたい。

【回答】

法第40条(貨物の取扱い)に指定保税地域においては、保税台帳への記帳により、貨物の内容点検、改装、仕分けその他の手入れをすることができます。

また、税関長の許可を受ければ、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為ができますが、保税台帳に取扱いの具体的内容を記載することが必要となります。

①貨物の搬出入時における基本動作

- ・見本持出許可書等の書類と現物との対査確認。
- ・貨物異状の有無の確認及び異状があった場合の対応、書類整備等。

②貨物の保全のための体制

- ・貨物亡失等を防止し、貨物の適切な保全を図る。
- ・必要に応じて、人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保する。

③税関への通報



【質問】

保税の内部監査について、こういった監査が望ましいのか具体的に教えてください。

【回答】

内部監査は、倉主の皆様が税関に提出されているCPの内容に基づいた業務がきちんとなされているかどうかを自主的にチェックしていただくものです。

具体的には、搬出入、在庫、記帳、書類の保管等の基本的な貨物管理業務が適切に処理となされているか、また、業務委託先を含む研修などがCPのとおり行われているかをご確認ください。

（研修資料及び基本的事項を記載したチェックシートを参考とされてください）



【質問】

輸出許可後の事故貨物の取替え等の業務で外装のCTNを変える場合などは取扱いでいいのでしょうか。

【回答】

貨物の外装を取替える作業は、関税法40条第1項にいう「改装」にあたります。取扱いを記帳してください。

また、事故貨物自体を同種貨物により補充又は取替えを行なう場合は、同条第2項に規定されています、「その他これらに類する行為」に該当するので、取扱いの許可が必要となります。

なお、この場合は、通関部門の了解も必要です。関税法基本通達67-1-19(輸出許可後の事故貨物の取替え等)で簡易な手続きで認められる場合もありますので、予め通関部門に相談し、貨物取替えが認められた上で、保税部門にて貨物取扱許可申請の手続きを行なうようお願いします。



【質問】

長期蔵置貨物について、蔵入承認(IS)を受ける場合と、蔵入承認を受けずに「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書(C-3241)」をもって保管していますが、どのような違いがあるのでしょうか。

【回答】

蔵入承認を受けないまま、外国貨物を長期にわたって蔵置することについては、関税法基本通達43の3-5(「税関長がやむを得ない理由により必要があると認めるとき」の例示)に記載がありますが、例えば、I/L未取得の助子など、他法令の条件をクリアしていないことから蔵入承認が受けられない貨物、あるいは税関が真にやむをえない事情があるとして蔵入承認を受けないままでの蔵置期間延長を認めたケースのみです。

また、適正な貨物管理の面からも、蔵置期間が3か月を超える貨物は、原則蔵入承認を受けることとなっておりますのでお願いします。

なお、ご不明な点がありましたら、いつでもご相談されてください。

【質問】

保稅業務に関する違反、罰則を詳しく知りたい。

◆記帳義務違反 ①

概要)
担当者がNACCS管理資料配信データの取得を失念し、また、記帳責任者がNACCS管理資料配信データの取得状況を確認していなかったため保稅台帳未記帳(35件)となった。
(保稅業務検査で発覚)

主要要因
ダブルチェックの体制はできていたが実行していなかった。

《非違点数》

基礎点数8点(10件まで2点⇒ $2 \times 4 = 8$)のみ。
なお、直ちに再発防止策を講じた場合は減算あり

搬入停止等の実質処分なし
ただし、3年以内に非違発生の場合、加算点が付く場合あり

◆防止策 ダブルチェックの確実な履行！！

◆記帳義務違反 ②

主な要因
担当者による登録業務の失念

概要)
NACCSを使用した見本持出許可申請に係る見本の持ち出しに際して、倉主が「見本持出確認登録」業務(MHO)を怠っていたことから管理資料に反映せず8件の未記帳となった。
(保税業務検査で発覚)

《非違点数》

基礎点数2点(10件まで2点)のみ。
また、直ちに再発防止策を講じた場合は減算あり
なお、見本持出許可書(写)若しくは許可情報の紙面に
持出日を記入していた場合には非違とはならない！！

搬入停止等の実質処分なし
ただし、3年以内に非違発生
の場合、加算点が付く場合あり

◆防止策 チェック体制の強化、通関業者との的確な
連絡体制の確保！！

◆記帳義務違反 ③

主な要因
担当者の怠惰

概要)
保税蔵置場における外国貨物の内容点検、仕分けなど貨物取扱に係る記帳(25件)を怠っていた。(保税業務検査で発覚)
当該蔵置場は2年前にも同様の非違が発生していた。

《非違点数》

基礎点数6点(10件まで2点⇒ $2 \times 3 = 6$)に
7点を加算し、合計点数は13点。

3日の搬入停止

◆防止策 ダブルチェック体制の構築、担当者の業務負担の見直しなど！！

◆誤搬出

主な要因
対査確認が不十分

概要)
輸出許可済貨物のバン詰め作業の際、誤って仕向地の違うコンテナにバン詰めし船積みした。(巡回中の税関職員が発見)



「非違」としては扱わないが、類似案件が続発するような事態となると、許可要件の「業務遂行能力がない」とみなされ、許可の取消しに至る可能性もあり、記帳義務違反等より重大な事案である。

◆防止策 搬出時の対査確認の徹底、48条処分の周知徹底

◆ 保税地域外蔵置

主要要因
担当者の怠惰

概要)
通関担当者が内容点検を行なうに際し、倉庫内での作業を避けるため外国貨物を保税蔵置場外の倉庫軒下に移動した。(巡回中の税関職員が発見)



《非違点数》

基礎点数3点(10件まで3点)のみ。
また、直ちに再発防止策を講じた場合は減算あり



搬入停止等の実質処分なし
ただし、3年以内に非違発生の場合、加算点が付く場合あり

◆ 防止策 通関担当者も含めた担当者の保税知識の習得及び
保税地域区域の再周知！

◆工事届の未提出

主な要因
担当者の知識不足

概要)
工事の届出をすることなく、保税蔵置場内に工作物を設置していた。(保税業務検査中の保税職員が発見)
当該蔵置場



《非違点数》

基礎点数2点(10件まで2点)のみ。
また、直ちに再発防止策を講じた場合は減算あり

搬入停止等の実質処分なし
ただし、3年以内に非違発生の場合、加算点が付く場合あり

◆防止策 担当者の保税知識の習得(実態に沿った研修の実施)

◆未承認蔵置期間延長

主な要因
担当者の確認不足

概要)
承認後2年が経過している蔵入承認貨物について、期間延長手続(15件)を失念し蔵置していた。(倉主からの申し出)



《非違点数》

基礎点数6点(10件まで3点⇒ $3 \times 2 = 6$)のみ。
また、直ちに再発防止策を講じた場合は減算あり

搬入停止等の実質処分なし
ただし、3年以内に非違発生の場合、加算点が付く場合あり

◆防止策 ダブルチェック体制の確立

◆許可要件違反

主な要因
従業員を含めた法令順守

概要)
蔵置場を有している法人の役員が忘年会で飲酒し、そのまま自家用車で帰宅途中、横断歩道を渡っていた人をはね、重傷させたとして危険運転致死傷罪に問われ、**3年の懲役の実行判決が確定した。**



法43条第6号に該当することとなり、同法人が有しているすべての許可保税地域(蔵置場、工場等)について許可の取消しが行われる可能性がある。

◆防止策 法人全体の法令順守の確立

終わりに！！

＜保稅業務の基本動作＞

- 1 搬出入時の対査確認
- 2 区分蔵置（さし札の掲示）
- 3 記帳